

第 1 1 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 (月) 午後 4 時 3 2 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 (月) 午後 4 時 5 2 分

4. 出席委員 (1 2 人) の番号及び氏名

1 番 澁谷秀明	2 番 太田豪	3 番 成田悦夫	4 番 高橋洋美
5 番 三浦久利	6 番 佐藤正悟	7 番 棟方廣光	8 番 川村博行
9 番 澁谷和仁	10 番 貴田徳正	11 番 瀬戸弘之	12 番 石村孝憲
13 番 瓜田良一	14 番 相馬一二	15 番 下山勝源	16 番 成田春光

5. 欠席委員 (4 人)

- 1 番 澁谷秀明
- 2 番 太田豪
- 12 番 石村孝憲
- 14 番 相馬一二

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 参与及び書記の任命
- 第 3 議案第 4 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
- 議案第 4 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
- 議案第 4 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
- 議案第 4 7 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 8 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 9 号 公売買受適格者の証明について
- 議案第 5 0 号 引き続き農業経営を行なっている等の証明について
- 議案第 5 1 号 鶴田町農業委員会の職制及び服務等に関する規定の一部を改正する訓令について
- 報告第 2 8 号 農地中間管理事業による貸借の開始について
- 報告第 2 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 3 0 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 3 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 佐々木明彦	総括主幹 齋藤千帆	主査 佐藤春奈
-----------	-------------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後 4 時 3 2 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は 1 2 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 1 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、5 番三浦久利委員と、6 番佐藤正悟委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第44号から議案第51号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第44号から議案第46号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
5番、三浦久利委員。

三浦委員 はい、5番三浦です。
それでは報告をいたします。
去る1月10日、棟方廣光委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件、賃貸借が5件、使用貸借が2件、農地法第3条の適用を受ける買受適格証明願いが1件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議長 それでは、議案第44号について事務局より説明願います。

事務局 議案第44号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は5件です。No.1からNo.5について説明いたします。
平成28年12月16日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が3件、普通売買が2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第45号について事務局より説明願います。

事務局 議案第45号農地法第3条第1項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は5件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第46号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第46号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第47号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第47号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第48号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第48号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は14件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

議 長 次に、議案第49号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第49号公売買受適格者の証明について。
農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があった

ので、審議を求める。

なお当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。

本案件は1件です。No.1について、売却実施の期限及び最低公売価格は記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第50号について事務局より説明願います。

事務局 　　議案第50号引き続き農業経営を行っている等の証明について。

租税特別措置法第70条の4第1項並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するため、審議を求める。

なお証明願いが遅延し提出された時は、認証時と事情が異なる場合を除き、追加し認証するものとする。

証明願いがあった10件については、申請時に事務局で事情を聞き、調査の結果、適正に耕作されていると考えます。以上です。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第51号について事務局より説明願います。

事務局 　　議案第51号鶴田町農業委員会の職制及び服務等に関する規定の一部を改正する訓令について。

鶴田町の機構改革に伴う課の名称変更について、意見を求める。

次のページをお願いいたします。

1ページ目の第4条第2項の赤色のアンダーラインの部分と第4項の赤色のアンダーラインの部分ですが、改正前は「鶴田町産業観光課」と「産業観光課」と表記されていましたが、改正後は「鶴田町産業課」と「産業課」になります。

それから、1ページ目の真ん中あたりの赤色のアンダーラインの部分ですが、この訓令は3月31日に広告をして、最後の4ページの上のほうの赤のアンダーラインの部分ですけれども、4月1日から施行されます。これは、今年4月1日に鶴田町役場内の組織の再編がありますので、それに伴って課の名称が改正されるものです。

具体的な再編の内容につきましては、皆さんに配布している資料1の「総務課・産業観光課の組織再編について」をご覧ください。資料の左側が現行の組織図で「総務課」と「産業観光課」の2課ですけれども、4月1日からは、右側の改正後の組織図のとおり「総務課」と「企画観光課」と「産業課」の3課になります。以上です。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第44号から議案第51号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第28号について事務局より説明願います。

事務局 報告第28号農地中間管理事業による貸借の開始について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画が県知事より認可され、農地中間管理事業による貸借が開始となったので報告する。
報告件数は、15件です。貸借については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第29号について事務局より説明願います。

事務局 報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.6について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

事務局 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第30号について事務局より説明願います。

事務局 報告第30号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第31号について事務局より説明願います。

事務局 報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1、No.2については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後4時49分)

再開します。(午後4時52分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第11回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時52分)